

建設業者 様

平成 22 年 11 月
(社) 日本機械土工協会

国土交通大臣

平成 23 年度登録機械土工基幹技能者講習の計画(案)についてご案内

協会は、平成 20 年 9 月国土交通大臣の登録機械土工基幹技能者講習の実施機関として認定されました。平成 23 年度の登録(特例)講習を、以下の計画で推進しておりますので、ご案内申し上げます。平成 10 年度から実施された協会資格の機械土工基幹技能者研修制度は平成 20 年 3 月に廃止されました。平成 20 年 4 月建設業法施行規則の改正により、同規則に位置づけられた講習修了者を登録基幹技能者と位置づけ、経営事項審査において、登録基幹技能者を雇用している企業を加点評価することになりました。

1. 登録講習(3日間 講義・試験(講義の全行程の修了者)一新規申込者)

支部	実施場所	実施時期	支部	実施場所	実施時期
関東	東京都	平成 23 年 6 月 24 日(金) ～26 日(日)	東北	仙台市	平成 23 年 10 月 14 日(金) ～16 日(日)
静岡	藤枝市		関東	東京都	
中部	金沢市		静岡	藤枝市	
近畿	大阪市		中部	名古屋市	
九州	福岡市		近畿	大阪市	

2. 特例講習(1日講義)一現有の機械土工基幹技能者及び機械土工主任工事士が受講対象(講習実施 25 年 3 月まで)

支部	実施場所	実施時期
東北	仙台市	平成 23 年 11 月 27 日(日)
関東	東京都	平成 23 年 11 月 27 日(日)
近畿	大阪市	平成 23 年 11 月 27 日(日)

(注) 1. 登録講習及び 2. 特例講習の実施には、受講者が少ない場合、中止することがあります。

3. 登録・特例講習の概要、申込方法につきましては、協会ホームページに掲載しています。

<http://www.jemca.jp/>

4. 取得する建設業の種類

(1) 受講者は、①とび・土工事業又は②土木事業のいずれかを選択

(2) ①とび・土工事業及び土木事業の 2 業種を同一受講日に申し込みたい場合には協会へ相談ください。

5. 受講申込み要件(申込み受付は、講習開催日の 3 週間前までとします)

①講習申込書

②住民票(抄本)

③公的資格の証明書類(1・2 級の建設機械施工技士・施工管理技士(土木、建築及び管工事並びに造園)、足場組立てなど作業主任者技能講習、車両系建設機械の運転技能講習等の、合格証、修了証のいずれか 1 つだけ)の写し

④機械土工の実務・職長経験証明書(実務 10 年以上、職長(職長教育修了後)3 年以上)(事業主)

⑤職長の経験を証明 職長教育修了証(労働安全衛生法(60 条))か、事業主以外の元請の建設業者等の証明書類、のいずれかの写し

6. 受講手数料の金額 登録講習 30,000 円/人・特例講習 10,000 円/人

7. 受講助成制度 雇用能力開発機構都道府県センターの建設教育訓練助成金(第 4 種技能実習)制度による、受講者一人当たり 7,000 円/日の賃金助成(受講後建設事業主が請求)(登録・特例講習)、またはキャリア形成促進助成金(職業訓練計画等)による賃金助成(登録講習のみ)

8. 資格の効果 登録及び特例講習の講習修了者に対し、技術力として経営事項審査で 3 点評点

9. 問い合わせ先:(社)日本機械土工協会

110-0015 東京都台東区東上野 5-1-8 上野富士ビル 9 階 Tel03-3845-2727 Fax03-3845-6556

経営事項審査(建設業法第27条の23)

公共工事(公共性のある施設または工作物に関する建設工事)を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。

この審査は、建設業者の施工能力や経営状況等を客観的な指標で評価するもので、統一的に一定の基準により審査することが望ましいことから、建設業法により許可行政庁が審査することとされています。

なお、今般、審査基準等の改正があり、平成23年4月1日施行になります。以下に示した内容は、改正後の内容となっています。

【経営事項審査の審査項目と点数等】

評価項目	審査項目	項目区分ごとの点数	ウエイト
① 経営規模 (X1, X2)	完成工事高(直前2年または直前3年の平均完工高のいずれかを選択した上で業種別に審査)	X1の点数 最高点 2,309(1,000億円以上) 最低点 397(1,000万円未満)	0.25
	自己資本額(審査基準日現在の自己資本額または直前2期の各営業年度末における平均自己資本額のいずれかを選択) 利払前税引前償却前利益	X2の点数 最高点 2,280 最低点 454	0.15
② 経営状況 (Y)	純支払利息比率 負債回転期間 売上高経常利益率 総資本売上総利益 自己資本対固定資産比率 自己資本比率 営業キャッシュ・フロー 利益剰余金	Yの点数 最高点 1,595 最低点 0	0.20
③ 技術力 (Z)	技術職員数(業種別に次のように点数化して審査) 1級監理受講者…6点 1級国家資格者…5点 ●基幹技能者…3点 2級国家資格者…2点 その他の技術者…1点 元請完成工事高	Zの点数 最高点 2,441 最低点 456	0.25
④ その他の 審査項目 (社会性等) (W)	労働福祉の状況 営業年数 防災活動への貢献の状況 法令遵守の状況 建設業の経理に関する状況 研究開発の状況 建設機械の保有状況 ISOの取得状況	Wの点数 最高点 1,900 最低点 0	0.15
総合評価値 (P)	総合評価値(P) = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W 最高点 2,133・最低点 281		

※表中、色文字の項目が今回改正箇所です。

①完成工事高、③元請完成工事高は評価のテーブル表の改正

④営業年数は、再生企業の減点措置が追加となります。建設機械の保有状況、ISOの取得状況については追加項目となります。

※網掛けの項目は業種ごとに変動します。

国土交通大臣

登録機械土工基幹技能者「登録講習」の受講申込について

1. 「登録機械土工基幹技能者講習」の位置付け

本講習は、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年国土交通省令第 3 号）により、工事現場において基幹的な役割を担う基幹技能者を、新たに建設業法施行規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号に位置づけた講習制度で、経営事項審査において評価の対象とされ、協会が国土交通大臣の登録を受けて実施する講習制度です。

（注）建設業法施行規則（平成 20 年 1 月 31 日改正建設省令第 14 号、平成 20 年 4 月 1 日施行）
建設業法第 27 条の 2 第 3 項（経営事項審査の項目及び基準。国）交省告示第 85 号）

2. 「登録機械土工基幹技能者」講習の意義

建設工事の品質・安全を確保し、生産性の向上を図るためには、「仕事の段取り、取りまとめ」など現場作業の管理能力の充実・確保が重要な課題となっています。

特に、現場施工の実情に精通し、作業管理・調整能力を発揮することにより、現場の実態に応じた施工方法を技術者に提案・調整し、技能者に対しては適切な指導・統率を行う現場の要としての役割を担う「登録機械土工基幹技能者」の確保・育成・活用が必要とされています。

3. 「機械土工基幹技能者講習」の実施機関として登録

協会は、平成 20 年 7 月、基幹技能者講習事務の登録の申請を行い、国土交通大臣から、平成 20 年 9 月 17 日付け登録機械土工基幹技能者講習の実施機関として登録され、10 月 1 日から講習事務開始の許可を受けました。（国土交通大臣登録基幹技能者講習登録番号 9）

4. 登録講習（受講期間 3 日間・講義と試験）の受講申込者及び受講要件

- ・この登録講習は、新規の申込者が受講対象者です。
- ・受講要件は、まず、受講者の住民票（抄本）が必要であり、次に機械土工工事に従事し、建設業法に掲げる建設業の種類のうち、「とび・土工工事業」又は「土木工事業」について、10 年以上の実務経験と受講前日まで 3 年以上の職長実務経験を有し、かつ職長経験の証明として、労働安全衛生法第 60 条による、又は事業主以外の元請等建設業者による、証明が必要な要件です。

さらに、別添 表-1 に定める 30 種類の公的資格証明のうち、一つを保有することが要件です。

5. 講習修了証の交付と登録機械土工基幹技能者資格の取得

登録講習の試験合格者は、協会から「登録機械土工基幹技能者講習修了証」（以下「講習修了証」という。）を交付することにより、「登録機械土工基幹技能者」資格を取得します。

なお、有効期間は、5 年間で別途講習により更新します。

6. 受講者助成制度（登録基幹技能者関係）

本講習の受講者は、（独）雇用・能力開発機構都道府県センター所管の建設教育訓練助成金（第 4 種技能実習）制度による 7,000 円/1 人・1 日の賃金助成（中小企業事業主請求）、

ナビダイヤル 0570-001154、<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/s-12.html>

またはキャリア形成促進助成金（職業訓練計画等）による賃金助成 があります。

7. 登録機械土工基幹技能者資格の効果

資格取得後、建設業の許可又は経営事項審査を受ける場合に必要な有資格者となり、経営事項審査により、技術力（z）評点3点が付与されます。また、施工体制台帳に記載されます。

8. 申込みは、別添に記載する 登録講習用 別紙1 平成23年度登録機械土工基幹技能者講習受講申込書をお願いします。

9. 問合せ先 （社）日本機械土工協会

〒110-0015 東京都台東区東上野5-1-8 上野富士ビル9階

TEL 03-3845-2727 FAX 03-3845-6556

登録制度の概要、申込方法等につきましては協会ホームページにも掲載しています。

<http://www.jemca.jp/>

※協会への申込書等の提出書類は、必ず、コピーして保管してください※

平成 23 年 1 月 5 日

別添

(社) 日本機械土工協会

国土交通大臣

登録機械土工基幹技能者講習「登録講習」の申込みについて

1. 受講資格

- (1) 登録講習の受講申請者は、機械土工工事に従事し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第一に掲げる建設業の種類のうち「とび・土工工事業」又は「土木工事業」について 10 年以上の実務経験を有し、うち職長経験を 3 年以上有する方で、かつ、次表に掲げる公的資格の一つを有する方です。

表一 登録機械土工基幹技能者講習受講に必要な公的資格一覧表

1. 優秀施工国土交通大臣（旧建設大臣）顕彰者
2. 1・2 級建設機械施工技士、施工管理技士（土木、建築及び管工事並びに造園）
3. 職業訓練指導員（土木施工、建設機械運転及び整備）
4. 建設機械整備技能士
5. 技能講習修了者（以下の修了者を対象とする）
 - ①コンクリート破砕器作業主任者技能講習
 - ②地山の掘削又は土止め支保工作業主任者技能講習
 - ③ずい道等の掘削作業主任者技能講習
 - ④ずい道等の覆工作業主任者技能講習
 - ⑤碎石のための掘削作業主任者技能講習
 - ⑥型枠支保工の組立て作業主任者技能講習
 - ⑦足場組立て等作業主任者技能講習
 - ⑧ガス溶接技能講習
 - ⑨玉掛け技能講習
 - ⑩小型移動式クレーン運転技能講習
 - ⑪フォークリフト運転技能講習
 - ⑫ショベルローダー等運転技能講習
 - ⑬車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
 - ⑭車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
 - ⑮車両系建設機械（解体用）運転技能講習
 - ⑯不整地運搬車運転技能講習
 - ⑰高所作業車運転技能講習

(2) 講義内容及び修了試験

① 講義内容

a) 講義科目	b) 科目ごとの内容	c) 講義時間
(1) 基幹技能一般知識	基幹技能者のあり方	90 分
	仕事の教え方、部下の扱い方	90 分
(2) 基幹技能関係法令	建設業法等関係法令	60 分

(3) 建設工事の施工管理、工程管理、資材管理、その他技術上の管理	施工管理・事務管理（施工計画立案 60）、工程管理（120）資材管理（60）、原価管理（機械経費）（60）、品質管理（120）安全管理（120）、建設機械配置計画（60）、工事検査（60）	660 分
-----------------------------------	--	-------

②修了試験 全科目の講義（900 分）終了後、4 者択一方式で修了試験を実施します。

(3) 講習日数 3 日間（修了試験を含みます。）

講義時間は 3 日間とも午前（9：00～12：00）の部と 2 日間の午後（13：00～17：00）の部に分けて実施します。講習開催地により、講習の開始、終了時間が相違する場合があります。

(4) 実施場所及び実施時期（3 日間 講義・試験）—申し込みは 12 月 1 日以降—予定

支部	実施場所	実施時期	支部	実施場所	実施時期
関東	東京都	平成 23 年 6 月 24 日 (金)～26 日(日)	東北	仙台市	平成 23 年 10 月 14 日 (金)～16 日(日)
静岡	藤枝市		関東	東京都	
北陸	金沢市		静岡	藤枝市	
近畿	大阪市		中部	名古屋市	
九州	福岡市		大阪	大阪市	

なお、受講者が、10 名未満の場合は、講習を変更又は中止します。

2. 受講申込方法—登録講習の申し込みは 1 月 5 日から受付けます—

(1) 登録講習の受講申込者は、以下の書類の提出が必要です。書類は、協会へ角 2 封筒（A4 用紙）を用いて一括同封し、配達記録が確認できる方法（簡易書留等）で郵送（持参不可）ください。そして封筒の表に「登録機械土工基幹技能者講習申込書 在中」と明記して下さい。

①登録講習用受講申込書（別紙 1）

なお、受講申込書の下欄に、受講手数料 30,000 円／人の振込証明書の添付が必要です。

②住民票（抄本）

③実務経験証明書は、機械土工工事に関し、実務経験 10 年以上、職長経験 3 年以上、を当該事業主が証明したもの。そして受講申請者は、事実と相違ない旨の誓約が必要です。

（別紙 2-1）「登録機械土工基幹技能者実務経験証明書」（とび・土工事業）

（別紙 2-2）「登録機械土工基幹技能者実務経験証明書」（土木工事業）

④職長経験の証明としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条による職長教育の修了証の写し、又は、事業主以外の元請の建設業者等による証明書類が必要です。

⑤公的資格の証明書類

表-1 に掲げる公的資格（例 1・2 級建設機械、土木施工管理技士、技能講習（玉掛け等）のうち、いずれか一の資格の証明書類（資格証のコピー）が必要です。

(2) 登録講習用受講申込書（別紙 1）の記入方法

①受講申込書（別紙 1）の所定欄 1、2、3、4、5、6、7、8 については、講習実施場所、講習の実施期日等確認の上、必要事項に記入又は該当事項に○印を付して下さい。

②受講申込書（別紙 1）の所定欄 9（1）については、受講に際し、登録機械土工基幹技能者講習に係る建設業の種類について、受講者の工事实務経験の違いから「とび・土工事業」又は「土木工事業」とします。

・この工事業の種類の判定には、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項別紙上欄「とび・土工・コンクリート工事」又は「土木一式工事」に関する各工事の「建設工事の内容及びその具体的な例示」による作業内容により判断し、（別紙 2-1）「登録機械土工基幹技能者実務経験証明書」（とび・土工事業）又は（別紙 2-2）「登録機械土工基幹技能者実務経験証明書」（土木工事業）において従事した実務経験

年数（10年以上）と工事内容及び職長経験年数（3年以上）など現場施工の実績を確認し、証明して下さい。

- ・ 建設業の種類、内容、例示については、次表の通りです。

建設工事の種類	建設業の種類	内容	例示
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組み立て、工作物の解体を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所くいを行う工事 ハ) 土砂の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないし準備的工事 うち、イ) ハ) ホ) が対象	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て、コンクリートブロック据付工事 ロ) くい打ち工事、くい工事 抜きいき工事 場所うちくい工事 ハ) 土工事業 掘削工事、根切工事、発破工事、盛土工事、 ニ) コンクリート工事 コンクリート打設工事 コンクリート圧送工事 プレストレスコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボウリンググラウト工事、土留め工事 仮締め切り工事、吹き付け工事 道路付属物設置工事、捨石工事、外柵工事 はつり工事 うち、イ) ハ) ホ) の一部が対象
土木工事	土木工事業	総合的企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。 （以下同じ）	橋梁工事やダム工事などを一式として請負うもの。 そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。

③受講申込書（別紙1）の所定欄9（2）公的資格については、受講者が取得したい whichever 一つの番号で記入し（例えば公的資格の保有が、車両系建設機械運転（整地・運搬、積込み用及び掘削用）技能講習の場合は（ ）欄に（5.⑬）と記入します。）、そしてその証明書類（資格証のコピー）を必ず付してください。

④受講申込書（別紙1）の所定欄10については、講習手数料の入金の証明をさせていただきますので、振込領収書（協会所定の銀行振込口座、郵便振替）の写し（コピー）を所定欄10に貼り付けて下さい。

なお、講習手数料の入金方法は、次のいずれかによります。

ア. 銀行振込みの場合

（ア）振込銀行 みずほ銀行 稲荷町支店（店番号 090）

（イ）預金種別 普通預金

（ウ）口座番号 1488185

（エ）口座名義 社団法人 日本機械土工協会

イ. 郵便為替の場合

(ア)口座番号 00120-0-357605

(イ)加入者名 社団法人 日本機械土工協会

ウ. 書留郵便の場合

提出先及び問合せ先を参照

(3) 受付は、申込み順に行い、定員となり次第、締め切ります。

また、講習開催地で受講者が著しく少ない場合、開催地の変更又は中止することがあります。

なお、受講の申込みがあった時、これを審査し、不備なもの(受講資格を有していない、必要な事項の記載及び書類の貼付がない、受講手数料の未払込等)は補正後、受理します。さらに、次に該当する者は、受講できません。

・成年被後見人又は被保佐人

・禁固以上の刑で、執行を終わり、また執行を受けることがなくなった日から起・算して2年を経過しない者

3. **申込み受付期間**：講習初日の3週間前までとします。(必着)

4. **講習手数料**：受講者1人当たり30,000円(入金方法は、2(2)④参照)講習手数料によります。)

なお、納付した受講手数料は、受講審査で受講資格を有さない場合、協会の責任の事由の場合は、返還します。返還の場合、受講手数料から振込み手数料を差し引いた金額とします。

5. **受講票等の送付**

受講の申込みを受理したとき、「受講票」、「受講上の注意事項と会場案内」等を送ります。

講習会初日は、受講者は「受講票」を持参し、会場受付に提出ください。

6. **講習に持参するもの**

(1)受講票

(2)写真(カラー厳守)は2枚用意し、1枚は受講票に添付し、他の1枚は、後日、試験合格後、「講習終了証」に添付します。(写真サイズ(縦3.0cm横2.4cm、上半身を無帽、無背景で6ヶ月以内に撮影したものについて厳守))

(3)筆記用具(黒鉛筆(HB、B)、消しゴム)、ノート、電卓(計算用)

7. **宿泊について**

講習を受ける場合は、通学講習となります。宿泊が必要な方は、受講者で手配してください。

8. **受講者所属企業に次の特典があります** (建設教育訓練助成金(中小事業主請求))

この助成金は、(独)雇用・能力開発機構都道府県センター所管で、この「登録基幹技能者講習」を受講させる中小建設事業主に対して受講者に係る賃金の助成を行います。助成内容は、7,000円/1人・1日(通常の賃金の額が5,000円未満の場合は、当該賃金の額)、事務処理2ヶ月以内。

詳しい内容は、以下に問い合わせください。

ナビダイヤル0570-001154 (通話料使用者負担)、<http://www.ehdo.go.jp/gyomu/s-12.html>

または、キャリア形成促進助成金(職業訓練計画等)による賃金助成があります。

9. 合格通知及び講習修了証の送付

- (1)試験合格者発表予定 試験日より、2ヶ月以内
- (2)試験合格発表方法 試験合格者に郵送します。
- (3)講習修了証交付
 - ①試験合格者に、登録機械土工基幹技能者講習修了証(材質：プラスチック)を送付します。
 - ②講習修了証には、協会会長が、登録番号を付して建設業法施行規則第18条の3の2第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証明します。

10. 資格の有効期間

講習修了証の有効期限は5年間です。会長が別に定める方法により、更新講習を行います。

11. 受講申込書(別紙1)、住民票、実務経験証明書、証明書類等の提出先及び問合せ先

〒110-0015 東京都台東区東上野5丁目1番8号上野富士ビル9階

社団法人 日本機械土工協会

申込みは、上記へ郵送(各自封筒で提出書類をセット)をお願いします。2. (1)参照。

TEL03-3845-2727

FAX03-3845-6556

<http://www.jemca.jp/>

12. 個人情報の保護について

- (1)協会は、登録機械土工基幹技能者の個人情報を尊重します。
- (2)協会は、受講申込みに際し、氏名、生年月日、住所等個人情報を収集しますが、講習事務(講義・試験等)を円滑に行うため利用し、それ以外の目的には使用しません。
- (3)受講者個人を特定する情報は、外部に対して一切公開・提供しません。ただし、法令に基づく場合、開示しなければならないときは、個人情報を開示する場合があります。
- (4)受講申込書、個人の添付資料、答案用紙、終了した試験問題は3年後破棄します。
- (5)個人情報については、次の目的のため利用します。
 - ①講習申込の資格審査・受理・処理及び個人認証のため
 - ②機械土工基幹技能者に機械土工工事に関連した情報を提供するため
 - ③機械土工基幹技能者の資格証、講習修了書等の交付、再交付、資格の更新講習のため
 - ④登録基幹技能者資格制度及び登録機械土工基幹技能者のデータベースのため

国土交通大臣登録
■平成 23 年度機械土工基幹技能者講習■
受講申込書 (3 日間講義・試験)

■受講申込者は、以下の事項に記入し、(社)日本機械土工協会へ郵送でお願いします■

1. 実務経験を有する建設業の種類(○印で囲む)		1. とび・土工事業 2. 土木事業	
2. 講習開催地		3. 講習実施期日	平成 年 月 日～ 月 日
(フリガナ)			
4. 氏 名	印 (昭和 年 月 日生)		
5. 住 所	〒 () fax ()		
6. 会 社 名	〒 () fax ()		
7. 会社所在地	〒 () fax ()		
8. 受講票送付先(いずれかを○印で囲む。)		1. 自宅 2. 会社	
9. 受講資格(受講申込者は、住民票の提出ほか(1)及び(2)の要件を有する必要があります。)			
(1)「とび・土工事業」又は「土木事業」の受講者について、受講者の住民票、10年以上の実務経験・3年以上の職長経験の証明(事業主)及び職長の経験を証明するものがが必要です。(以下いずれかの別紙証明書を添付して下さい)			
A住民票(抄本)			
B登録機械土工基幹技能者実務経験証明書(別紙2-1 とび・土工事業)			
C登録機械土工基幹技能者実務経験証明書(別紙2-2 土木事業)			
D職長経験の証明(写し)(労働安全衛生法第60条、又は事業主以外の元請等建設業者による証明書類)			
(2)公的資格(以下の公的資格証の一つのコピーを添付) 所定欄() 下記の該当資格番号を記入			
1. 優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者 2. 1・2級建設機械施工技士、1・2級施工管理技士(土木、建築及び管工事並びに造園) 3. 職業訓練指導員(土木施工、建設機械運転及び整備) 4. 建設機械整備技能士			
5. 以下の技能講習修了者			
(1) 作業主任者技能講習: ①コンクリート破砕器 ②地山の掘削又は土止め支保工 ③ずい道等の掘削			
④ずい道等の覆工 ⑤碎石のための掘削 ⑥型枠支保工の組立て ⑦足場組立て			
(2) 技能講習: ⑧ガス溶接⑨玉掛け ⑩小型移動式クレーン ⑪フォークリフト ⑫ショベルローダー等 ⑬車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)			
⑭車両系建設機械(基礎工事用) ⑮車両系建設機械(解体用) ⑯不整地運搬車			
⑰高所作業車			

10. 受講手数料等の受領証の写し貼付欄(受講手数料の銀行振入・郵便為替等のコピーを下欄に貼る。)

受領証の写し貼付け欄

登録講習用

登録機械土工基幹技能者実務経験証明書

別紙2-1

下記のとび・土工工事に係る受講申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。
(とび・土工工事業用証明用紙)

証明者:会社名

会社印

所在地

職名

氏名

代表者印

証明者の範囲:

証明者は今の事業主か前の職場の経験の部分も含めて、又元請の建設業者、所長、現場代理人、監理技術者等が証明も出来ます

平成 年 月 日

受講申請者の氏名		証明者との関係	
受講申請者の住所		生年月日	
受講申請者電話番号		使用者の名称	

職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数(年 月)
例	〇〇自動車道〇〇工区土工工事	現場施工	H2年1月～5年2月(3・2)
例 職長	〇〇堤防新設盛土工事	現場施工	H5年3月～8年2月(3・0)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
			年 月～ 年 月(・)
備考:実務経験年数については、とび・土工工事に限り10年以上、かつ、その内職長経験年数については3年以上が、受講資格の一つの要件となります。		合計: 年 月 (うち職長経験 年 月)	

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には合格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名

印

